養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書

養護老人ホームは、明治時代、貧困により生活に困窮した高齢者の受け入れ施設「養老院」が始まりとされており、それ以降、救護法(昭和4年)、生活保護法(同25年)、老人福祉法(同38年)と一貫して、低所得高齢者の福祉対策、つまり弱者救済の措置施設として運営が図られてきている。

現在、徳島県における施設数は18施設であり、その各々の施設において平成 17、18年度の措置(運営)費及び施設整備費の一般財源化以降それらに伴う 諸課題と真摯に取り組んできたが、法人、施設の努力のみでは入所者の安心、安 全を確保し、文化的かつ健康的な生活を保障することは困難になりつつある。

よって、国におかれては、養護老人ホーム入所者が安心して快適な生活が保障 されるとともに、養護老人ホームの経営安定が図られるよう、下記事項について 十分な措置が講じられるよう、強く要望する。

- 1 養護老人ホームの措置(運営)費には、減価償却費が積算されておらず、また、入所者から居住費を徴収することができないことなどから、施設において改築等に係る十分な資金を確保することが困難な状況にあるため、独立行政法人福祉医療機構からの借り入れについて、次の改善措置を講じること。
 - (1)融資率を引き上げること。
 - (2) 償還期間を延長すること。
 - (3)貸付利息に対する優遇措置のため、老朽民間社会福祉施設整備事業等一部整備事業にある無利子貸付制度の適用を認めること。
- 2 養護老人ホームへの措置権限を有している市町村において、地域におけるニーズに十分対応できるよう、国の責任において財政支援の拡充措置を講じること。
- 3 介護職員の職場環境の改善とキャリアアップを目的に、国は平成21年度補 正予算において、介護保険サービス事業所には「介護職員処遇改善交付金」、 障害福祉サービス事業所には「福祉・介護人材の処遇改善事業補助金」を2年 半の限定措置として支給されているが、養護老人ホームに従事する職員につい ても、同様の処遇改善交付金等の拡充措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月11日

徳島県議会議長 藤田 豊